

令和8年度 個人情報保護委員会活動方針（概要）

令和8年4月
個人情報保護委員会

令和8年度において、委員会が、「個人情報の保護に関する基本方針」及び「個人情報保護委員会の組織理念」並びに「個人情報保護委員会の国際戦略」を踏まえ、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報保護制度に係る政策の総合調整や監視・監督の役割を適切に果たすことにより、個人情報の適正な取扱い及び国民の安心・安全が確保されるよう、委員会が取り組むべき活動について整理するとともに、国民から信頼される委員会を目指して、当該活動の方向性を広く国民に示すため、本方針を定めるものである。

I 基本的な考え方

➤ 個人情報保護法関係

- 個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を踏まえ、いわゆる3年ごと見直し規定に基づく対応を含めた個人情報等に関する国の政策の企画立案を進める。
- 個人情報等の適正な取扱いを確保するため、国内外の個人情報取扱事業者等に対して適切かつ効果的・効率的な監視を行うとともに、行政機関等に対し積極的な調査を行い、効果的・効率的な監視を行う。また、個人情報取扱事業者等及び行政機関等に対し、安全管理措置等に関する周知広報に積極的に取り組む。

➤ マイナンバー法関係

- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、適切かつ効果的・効率的な監視・監督を行うほか、必要に応じてガイドライン等の改正を行うとともに、周知広報に積極的に取り組む。
- 特定個人情報保護評価について、マイナンバー法の趣旨と規定にのっとり運用を行うとともに、特定個人情報保護評価指針の再検討を進める。
- 独自利用事務の情報連携について、その活用促進に資する取組を積極的に行う。

➤ 国際協力

- 個人情報保護及びプライバシーの分野における信頼性のある自由なデータ流通（D F F T）の推進及び具体化のため、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重し、かつ、事業者のニーズを勘案しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す。

II 具体的な取組～令和8年度の方針～

➤ 個人情報保護法関係

1. いわゆる3年ごと見直し規定に基づく対応

- いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討を踏まえた個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について、国会提出に向けた所要の調整、成立に向けた国会審議等への対応を行うとともに、当該法律案の成立後には、円滑な施行に向けて所要の取組を行う。

2. 有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場について

- 「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催し、個人情報保護政策全般等についての検討に資する個人情報の保護・利活用、AI等の関連技術の動向等を把握する。

3. 行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組

- 行政機関等に対する助言や照会への回答、実務に即した研修の充実等、幅広い支援を行う。

4. 監視・監督活動

- 漏えい等事案の報告や個人情報保護法相談ダイヤル等に寄せられる情報等について、必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使する。権限を行使した個別事案の概要等を四半期ごとに公表し、特に公表の必要性等が認められる事案に関して詳細の公表を行うほか、特定の分野や類型等における注意喚起等を行う。
- 行政機関等に対して、計画的な実地調査を行うほか、施行状況調査を実施し、その概要を公表する。また、必要な指導・助言、勧告等を行う。

5. 個人情報等の利活用

- PPCビジネスサポートデスクの運用、認定個人情報保護団体の取組支援、事業者の自主的取組に係る調査・検討を行う。
- 行政機関等における利活用の取組に係る実態把握調査を行う。

➤ 共通事項

1. 個別の政策分野における関係府省との連携

- 各府省が実施する個人情報等及び特定個人情報の取扱いに係る施策について、関係府省への助言等、必要な対応を行う。

2. 国民からの相談・苦情等への対応

- 個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する相談に適切に対応するとともに、把握した情報の委員会活動への活用を促進する。

3. 広報・啓発活動

- 多様なメディアを活用し、幅広い主体へ情報発信を行う。
- 出前授業の充実、教育コンテンツの調査研究を行う。

4. 人材の育成・確保

- 技術的観点から政策の企画立案を戦略的に推進する体制を整備する。
- 他省庁等への出向、専門的な外部開研修への派遣、資格取得支援等を実施する。

5. DXの推進

- 制度、業務、システムが最適化されたあるべき姿を構想し、業務の付加価値生産性及び持続可能性の向上を図る。

➤ マイナンバー法関係

1. 監視・監督活動

- 不断の監視等により発覚した事案等について、必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使する。権限を行使した個別事案の概要等を四半期ごとに公表し、特に公表の必要性等が認められる事案に関して詳細の公表を行う。
- 行政機関、独立行政法人等に対して、定期的な検査を行う。
- 地方公共団体等に対して、過去の漏えい等事案の有無等を分析し、立入検査を行うほか、定期的な報告により、安全管理措置の実施状況等を把握する。

2. 保護評価

- 特定個人情報保護評価指針の再検討について、評価実施機関の負担も考慮しつつ、リスクに応じてより効果的・効率的に保護評価を実施できるよう検討を進める。

3. 独自利用事務の情報連携

- 独自利用事務の情報連携の活用促進のために様々な方策を講ずる。

➤ 国際協力

1. 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築

- DFFFTの推進・具体化のため、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転し、ニーズ等に応じて最適な越境移転スキームを選択できる国際環境の構築を推進する。

2. 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築

- グローバルな政策立案の議論への参画、国境を越えた執行協力体制、二国間及び地域間協力関係の強化及び構築を進める。

3. 国際動向の把握と情報発信

- 最新の国際動向を積極的に把握し、委員会の政策立案にいかすとともに、事業者等が利活用できるよう、SNS等を活用して国内外に向けて効果的な情報発信を強化。

4. 国際業務分野業務に係る体制整備強化と人材育成

- 上記施策の実施に向けて、国際業務体制の基盤強化及び職員の人材育成を行う。